

平成 21 年 3 月 日
医薬品医療機器総合機構

平成 20 事業年度予算の変更について(案)

1. 趣旨

特定救済勘定においては、本年 1 月に、今年度の和解後請求件数が当初見込み(500 人)を上回り、特定救済給付金の支給額が当初予算額を超えることになったことから、予算変更(662 人相当)を行ったところである。

今回、3 月までの支給分が確定した結果、今年度の支給人数は 660 人となり、人数は見込み以下に収まったものの、2 月以降の和解後請求における 1 人当たりの平均支給額が予算単価 20,000 千円を超える約 21,500 千円となり、支給総額が変更後の予算額を超えることとなったため、再度、基金を取り崩し、支出予算額の増額変更を行う必要が生じたものである。

2. 予算科目

(項)特定救済給付金

(目)特定救済給付金

3. 変更内容

支出予算額 13,516,000 千円を、116,000 千円増額し、13,632,000 千円とする。

4. 増額内訳

本年 3 月分の支給額が、2 月 27 日現在の和解後請求者 85 人分 1,836,000 千円で確定したことにより、2 月までの執行済額 11,796,000 円と合わせ、今年度の所要額が 13,632,000 千円となったもの。

5. その他

国の予備費で措置された基金のうちの給付財源 20,000,000 千円に対し、今回の予算変更を踏まえた 19 年度及び 20 年度の給付金支給累計額は 15,992,000 千円となるため、21 年度当初への繰越額は 4,008,000 千円となる。

特定救済勘定

(単位:千円)

収 入		支 出			
区 分	20' 予算額	区 分	20' 前回変更後予算額	追加額	改予算額
雑収入	79	特定救済給付金	13,516,000	116,000	13,632,000
		役職員給与	20,142	0	20,142
		管理諸費	7,570	0	7,570
		交際費	3	0	3
		業務費	98,500	0	98,500
合 計	79	合 計	13,642,215	116,000	13,758,215

注1) 今回の「特定救済給付金」の支払いは、当初予算と同様に、給付財源として国から平成19年度に受け入れた20,462,000千円の基金を取り崩して行うものであることから、支出予算は増額変更するが、収入予算の変更は行わない。

注2) なお、収入予算に計上している「雑収入」79千円は、労働保険料被保険者負担金である。

特定救済勘定

(単位:千円)

		(項)特定救済給付金 (目)特定救済給付金
①	平成20年度支出予算額(変更後)	13,516,000
②	4月～1月支出実績	10,668,000
③	2月27日支払額	1,128,000
④	3月支払予定額	1,836,000
	合計【①－(②+③+④)】	▲ 116,000